三菱電機ホーム機器株式会社	ＮＪ－Ｖ10Ｊ９	第ＡＦＲＱ08号
〃	ＮＪ－10ＦＥ８	第ＡＦＲＱ10号
〃	ＮＪ－Ｅ10Ｊ９	第ＡＦＲＱ12号
〃	ＮＪ－ＶＺ102	第ＡＦＲＱ14号
〃	ＮＪ－Ｖ18Ｊ９	第ＡＦＲＱ09号
〃	ＮＪ－18ＦＥ８	第ＡＦＲＱ11号
〃	ＮＪ－Ｅ18Ｊ９	第ＡＦＲＱ13号
〃	ＮＪ－ＶＺ182	第ＡＦＲＱ15号
日立アプライアンス株式会社	ＲＺ－ＭＦ10Ｅ８Ｊ	第ＡＤＲＱ12号
〃	ＲＺ－ＭＦ18Ｅ８Ｊ	第ＡＤＲＱ13号
三菱電機ホーム機器株式会社	ＮＪ－10ＳＥ８	第ＡＦＲＱ16号
〃	ＮＪ－18ＳＥ８	第ＡＦＲＱ17号
東芝ホームテクノ株式会社	ＲＣ－102ＶＸＳ	第ＢＢＲＱ19号
〃	ＲＣ－182ＶＸＳ	第ＢＢＲＱ20号
〃	ＲＣ－102ＶＳＳ	第ＢＢＲＱ21号
〃	ＲＣ－182ＶＳＳ	第ＢＢＲＱ22号
〃	ＲＣ－10ＶＱＥ	第ＢＢＲＱ23号
〃	ＲＣ－18ＶＱＥ	第ＢＢＲＱ24号
〃	ＲＣ－５ＸＥ８	第ＢＢＲＱ25号
〃	ＲＣ－５ＸＥ	第ＢＢＲＱ26号
〃	ＲＣ－６ＸＥ	第ＢＢＲＱ27号
〃	ＲＣ－６ＧＳＥ	第ＢＢＲＱ28号
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＰＸ101	第ＥＡＲＱ15号
〃	ＳＲ－ＰＸ181	第ＥＡＲＱ16号
〃	ＳＲ－ＰＡ101	第ＥＡＲＱ17号
〃	ＳＲ－ＰＡ181	第ＥＡＲＱ18号
〃	ＳＲ－ＰＢ101	第ＥＡＲＱ19号
〃	ＳＲ－ＰＢ181	第ＥＡＲＱ20号
〃	ＳＲ－ＰＸ101Ｅ８	第ＥＡＲＱ35号
〃	ＳＲ－ＰＸ181Ｅ８	第ＥＡＲＱ36号
〃	ＳＲ－ＰＡ101Ｅ８	第ＥＡＲＱ37号
〃	ＳＲ－ＰＡ181Ｅ８	第ＥＡＲＱ38号
〃	ＳＲ－ＰＢ101Ｅ８	第ＥＡＲＱ39号
〃	ＳＲ－ＰＢ181Ｅ８	第ＥＡＲＱ40号
〃	ＳＲ－ＰＡ10Ｊ９	第ＥＡＲＱ41号
〃	ＳＲ－ＰＡ18Ｊ９	第ＥＡＲＱ42号
〃	ＳＲ－ＰＢ10Ｊ９	第ＥＡＲＱ43号
〃	ＳＲ－ＰＢ18Ｊ９	第ＥＡＲＱ44号
〃	ＳＲ－ＰＡ101Ｋ	第ＥＡＲＱ45号
〃	ＳＲ－ＰＡ181Ｋ	第ＥＡＲＱ46号
タイガー魔法瓶株式会社	ＪＫＪ－Ｃ100	第ＥＦＲＱ28号
〃	ＪＫＪ－Ｃ180	第ＥＦＲＱ29号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＮＮ10Ｊ９	第ＥＧＲＱ20号
〃	ＮＰ－ＮＮ18Ｊ９	第ＥＧＲＱ21号
〃	ＮＰ－ＮＨ10Ｅ８	第ＥＧＲＱ22号
〃	ＮＰ－ＮＨ18Ｅ８	第ＥＧＲＱ23号
〃	ＮＰ－ＮＷ10Ｂ	第ＥＧＲＱ24号
〃	ＮＰ－ＮＷ18Ｂ	第ＥＧＲＱ25号
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＰＺ101Ｅ８	第ＥＡＲＱ47号
タイガー魔法瓶株式会社	ＪＫＯ－Ｇ550	第ＥＦＲＱ26号
〃	ＪＫＩ－Ｈ550	第ＥＦＲＱ27号
〃	ＪＫＩ－55Ｅ８	第ＥＦＲＱ30号

公告

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３６号

札幌市清田区清田５条３丁目４番10号　藤マンションＣ号

債務者　武藤瑠美子

1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７号

札幌市清田区清田５条３丁目４番10号　藤マンションＣ号

債務者　武藤　優香（旧姓高部）

1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５号

札幌市南区真駒内泉町４丁目３番４―109号

債務者　西　　好信

1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号

茨城県東茨城郡大洗町桜道265番地　トチハイツＢ棟201号

債務者　山戸　結貴（旧姓郡司）

1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３号

群馬県前橋市下細井町349番地１　Ｂ―35号

債務者　堀　由可里

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９号

群馬県渋川市渋川3977番地３　入沢団地９―104号

債務者　松岡　　博

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号

群馬県伊勢崎市上泉町106番地

債務者　岡田　和俊

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号

群馬県前橋市広瀬町２丁目32番地　ＨＥ―554号

債務者　荒木　志乃

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係